

令和8年度版

八幡平市の農林業

～農と輝の大地を目指して～

八幡平市 産業建設部 農林課

目 次

○八幡平市の概要

- ・ 地勢 … P 1
- ・ 人口・面積 … P 2
- ・ 市民憲章・市の花鳥木 … P 3
- ・ 八幡平市の将来像 … P 4

○八幡平市の農業

- ・ 1. 個人経営体数と世帯員数 … P 5
- ・ 2. 農業経営体 … P 6
- ・ 3. 認定農業者制度 … P 7、8
- ・ 4. 普通作物作付面積・収穫量 … P 9
- ・ 5. 野菜作付面積・収穫量 … P 10
- ・ 6. 岩手県主要農産物品目別産出額 … P 11～13
- ・ 7. 新規就農者等支援事業 … P 14～16
- ・ 8. 新規就農者総合育成対策事業 … P 17
- ・ 9. ほうれんそうとりんどう … P 18～21
- ・ 10. 多面的機能支払交付金 … P 22
- ・ 11. 中山間地域等直接支払事業 … P 23
- ・ 12. 集落営農組織 … P 24
- ・ 13. 人と農地 … P 25
- ・ 14. 農道 … P 26
- ・ 15. 家畜飼養農家数と飼養頭羽数 … P 27
- ・ 16. 公共（市営）牧野 … P 28
- ・ 17. 八幡平市繁殖育成センター … P 29
- ・ 18. 八幡平牛 … P 30

○八幡平市の林業

- ・ 1. 林業経営体 … P 31
- ・ 2. 森林面積 … P 32
- ・ 3. 森林蓄積 … P 33
- ・ 4. 造林面積 … P 34
- ・ 5. 保育施業 … P 35
- ・ 6. 林道 … P 36
- ・ 7. 林業新規就業者支援事業 … P 37、38
- ・ 8. ツキノワグマ対策 … P 39～43

八幡平市の概要【地勢】

八幡平市は、県都盛岡市の北西約30キロメートルに位置し、東は二戸市・一戸町・岩手町と、南は盛岡市・滝沢市・雫石町と、西は秋田県仙北市・鹿角市と、北は青森県田子町と、それぞれ接しています。古くから、秋田県や青森県へ通じる鹿角街道が縦貫し、現在では東北自動車道・八戸自動車道と国道282号、さらにはJR花輪線が縦貫しており、基礎的な交通基盤が整った地域であるとともに、秋田県や青森県を含めた北東北3県の中心に位置する交通の要衝でもあります。

本市の南端には秀峰岩手山（2,038メートル）がそびえ、西部地域は、八幡平（1,613メートル）をはじめとする奥羽山脈の山々が南北に連なり、中央部は前森山、七時雨山、田代山などの山々が横断しています。これらの山々を源として、本市は大きく3つの水系に分けられます。南東部は、北上川水系に属する松川、赤川、涼川、長川が集まって肥沃な盆地を形成し、農業をはじめとする産業活動が活発に展開されています。中央部から北東部は太平洋に注ぐ馬淵川水系最大の支流となる安比川が流れています。また、市内に分水嶺を有し、北西部は日本海へ注ぐ米代川があり、川沿いに平坦地が拓け、集落を形成しています。

さらに観光地として、十和田八幡平国立公園、安比高原、国指定特別天然記念物焼走り熔岩流、温泉など観光資源に恵まれた地域です。

八幡平市の概要【人口・面積】

人口：22,556人（令和8年3月31日現在 前年度同時期22,949人）

男性：10,890人

女性：11,666人

資料：住民基本台帳

面積：862.30km²

田：50.42km²

畑：39.14km²

宅地：12.76km²

山林：630.72km²

原野：26.48km²

その他：102.78km²

資料：令和5年度固定資産税概要調書

～八幡平市市民憲章～

- 1、わたくしたちは、自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、心身をきたえ、活力にみちたまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、ふれあいを大切に、人情あふれるまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、共に学び働き、暮らしのゆたかなまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、限らない未来に向け、希望にもえるまちをつくります。

市の花 りんどう



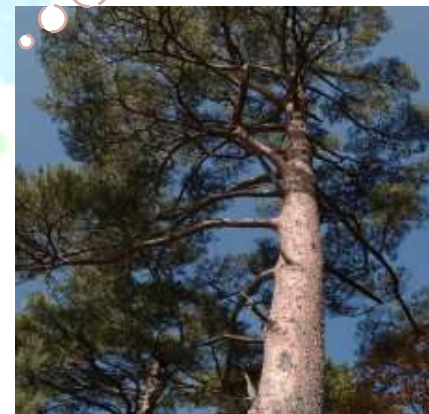
リンドウ科の多年草で、青紫色の鐘形の花を咲かせ、八幡平市は品質・生産量とも日本一を誇る。海外への輸出も拡大し、躍進を続ける市を象徴するのにふさわしい花である。

市の鳥 ヤマドリ



日本固有のキジ科の留鳥で、まだら模様のある茶褐色の羽毛と筋模様の長い尾のある美しい鳥である。市内全域の山林に生息し、市民に馴染みの深い鳥である。

市の木 アカマツ



マツ科の常緑針葉高木で、本県産の代表的樹種である。市内いたるところに生育し、樹齢120年を超えるアカマツ天然林もあり、そのたくましさは伸びゆく市にふさわしい木である。

八幡平市
キャッチフレーズ

農と輝の大地



～ともに暮らし、しあわせ感じる八幡平市～

農(みのり)とは・・・

本地域の基幹産業である農業を意味し、米やほうれんそう、りんどう、畜産物など他に誇れる優れた農産物をイメージしています。

また、健やかで生きがいや喜びにあふれた人々が、「結(ゆい)」の精神で連携・協働していくまちの姿を意味しています。

輝(ひかり)とは・・・

萌える若葉の緑、清らかな水と澄んだ空の青、鮮やかな紅葉の赤、純白の雪をイメージし、豊かな森林と躍動感あふれる観光や商工業を表しています。

また、北東北の交流新拠点として人や物、情報が活発に行き交い、未来に向かって限りない発展をする市の将来像を意味しています。

八幡平市の農業

1. 個人経営体数と世帯員数



(単位：経営体、人)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
個人経営体	2,880	2,358	1,840	1,375
主業経営体	671	569	445	321
準主業経営体	809	542	302	169
副業的経営体	1,400	1,247	1,093	885
個人経営体世帯員	11,343	8,714	6,362	—

- ・「主業経営体」は、農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体である。
- ・「準主業経営体」は、農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体である。
- ・「副業的経営体」は、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体である。
- ・「個人経営体」の数値は、平成27年度まで「販売農家」の数値であるため、次ページの数値と一致しない。

資料：農林業センサス

2. 農業経営体

(単位：経営体)

	合計	法人経営体				地方公共 団体・ 財産区	非法人経営体	
		農事組 合法人	会社	各種団体	その他		個人 経営体	その他
平成22年	2,931	5	14	12	－	2	2,887	11
平成27年	2,434	7	16	11	－	2	2,376	22
令和2年	1,897	10	21	3	4	2	1,840	17
令和7年	1,422	10	21	2	2	0	1,375	12

・「農業経営体」は、農産物の生産を行うか又はいたくを受けて農作業を行い、「経営耕地面積が30a以上」、「農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）」、「農作業の受託を実施」のいずれかに該当する事業を行う者である。

・「個人経営体」は、個人（世帯）で事業を行う経営体であり、法人化して事業を行う経営体は含まない。平成27年度は、「家族経営体」の数値である。

・「農事組合法人」は、農業協同組合法に基づき、組合員の農業生産についての協業を図ることにより共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。

・「会社」は、株式会社、合名・合資会社、合同会社、相互会社のいずれかに該当するものである。

・「各種団体」は、主に農協（農業協同組合法に基づき組織された組合）である。

資料：農林業センサス

3. 認定農業者制度

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容として策定した基本構想に照らして、市町村が認定する制度です。

八幡平市では、農業担い手指導員を配置し、農業経営改善計画の作成・更新支援を行っています。

認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低金利融資制度、農地中間管理事業、担い手を支援するための基盤整備事業などの各種施策を実施しています。



認定農業者の推移

(単位：人)

	平成 27年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
総数（共同申請含む）	479	514	498	494	476	434	385
西根	274	296	289	287	274	246	219
松尾	83	92	84	82	81	75	66
安代	117	118	110	110	106	98	83
市外	4	8	15	15	15	15	17
総数のうち法人	23	40	44	44	44	43	46
西根	13	18	19	19	18	17	20
松尾	3	7	7	7	8	9	10
安代	7	9	7	7	7	6	6
市外	0	6	11	11	11	11	10
総数のうち女性	45	44	42	42	37	28	26
西根	32	31	31	30	27	20	16
松尾	5	4	3	4	4	4	4
安代	8	9	8	8	6	4	6
市外	0	0	0	0	0	0	0

4. 普通作物作付面積・収穫量



(単位：ha、 t)

作物	区分	平成 17年産	平成 22年産	平成 27年産	令和 元年産	令和 2年産	令和 3年産	令和 4年産	令和 5年産	令和 6年産
水稻	作付面積	3,020	2,760	2,370	2,340	2,330	2,330	1,990	2,050	2,040
	収穫量	17,200	15,700	13,800	13,600	13,600	12,800	11,200	11,900	12,300
小麦	作付面積	70	33	50	49	49	48	33	38	26
	収穫量	90	59	106	100	45	56	49	39	61
大豆	作付面積	121	142	111	70	65	65	62	57	59
	収穫量	168	142	122	93	79	81	69	72	58
そば	作付面積	143	193	245	349	363	344	322	302	278
	収穫量	90	122	181	307	283	320	191	195	215

資料：農林水産省作物統計調査市町村別データ

5. 野菜作付面積・収穫量



(単位：ha、t)

作物	区分	平成 17年産	平成 22年産	平成 27年産	令和 元年産	令和 2年産	令和 3年産	令和 4年産	令和 5年産	令和 6年産
だいこん	作付面積	37	22	25	36	37	35	33	33	33
	収穫量	1,342	553	880	1,090	1,100	1,200	1,000	991	1,070
キャベツ	作付面積	83	90	78	80	80	74	73	71	72
	収穫量	3,370	3,100	2,980	2,660	3,160	2,880	2,390	2,570	2,670
ほうれんそう	作付面積	335	261	194	187	176	166	156	141	136
	収穫量	1,750	1,050	957	985	947	916	828	658	599
レタス	作付面積	12	7	5	5	5	2	1	1	1
	収穫量	196	116	111	111	111	44	23	23	25
ねぎ	作付面積	12	11	13	14	16	25	33	25	31
	収穫量	191	165	217	234	316	487	633	454	533
きゅうり	作付面積	11	8	7	6	5	5	6	5	5
	収穫量	596	436	366	289	264	261	263	266	261
トマト	作付面積	14	10	12	13	14	14	19	22	22
	収穫量	593	538	695	803	759	752	1,020	1,090	1,130
ピーマン	作付面積	16	10	10	11	11	11	11	10	10
	収穫量	543	310	323	354	405	400	384	308	276

資料：農林水産省作況調査市町村別データ

6. 岩手県主要農産物品目別産出額（令和6年産）



順位	産出額計	耕種計	米	野菜	果実	花き	工芸作物
1位	一関市	奥州市	奥州市	岩手町	盛岡市	八幡平市	二戸市
2位	奥州市	花巻市	花巻市	奥州市	奥州市	一関市	矢巾町
3位	矢巾町	一関市	一関市	盛岡市	花巻市	奥州市	岩手町
4位	花巻市	北上市	北上市	八幡平市	紫波町	花巻市	軽米町
5位	八幡平市	盛岡市	盛岡市	一関市	一関市	西和賀町	一関市
6位	洋野町	八幡平市	紫波町	一戸町	二戸市	雫石町	一戸町
7位	岩手町	紫波町	金ヶ崎町	花巻市	滝沢市	盛岡市	北上市
8位	二戸市	雫石町	八幡平市	二戸市	北上市	北上市	遠野市
9位	北上市	岩手町	雫石町	北上市	陸前高田市	一戸町	九戸村
10位	盛岡市	二戸市	遠野市	雫石町	矢巾町	二戸市	八幡平市 奥州市

資料：農林水産省市町村別農業産出額（推計）を抜粋 11

岩手県主要農産物品目別産出額（つづき）



順位	畜産計	肉用牛	乳用牛	うち生乳	豚	鶏	うち ブロイラー
1位	一関市	一関市	葛巻町	葛巻町	洋野町	矢巾町	二戸市
2位	矢巾町	岩手町	一戸町	八幡平市	一関市	二戸市	一関市
3位	洋野町	奥州市	八幡平市	一戸町	住田町	洋野町	九戸村
4位	岩手町	遠野市	滝沢市	滝沢市	北上市	一関市	軽米町
5位	二戸市	雫石町	洋野町	洋野町	軽米町	九戸村	久慈市
6位	八幡平市	久慈市	岩手町	岩手町	九戸村	金ヶ崎町	洋野町
7位	軽米町	滝沢市	金ヶ崎町	金ヶ崎町	花巻市	軽米町	一戸町
8位	九戸村	一戸町	一関市	一関市	紫波町	岩手町	大船渡市
9位	金ヶ崎町	八幡平市	雫石町	雫石町	—	久慈市	八幡平市
10位	奥州市	盛岡市	盛岡市	盛岡市	—	一戸町	奥州市

資料：農林水産省市町村別農業産出額（推計）を抜粋

岩手県主要農産物品目別産出額（つづき）

令和6年市町村別農業産出額(推計)

単位：産出額(千万円)

区 分	産出額計 (7)+(4)+(ウ)	耕 種 計 (ア)	米	麦 類					雑 穀		豆 類			い も 類			
				計	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	計	そば	計	大豆	小豆	計	ばれいしょ	かんしょ	
産出額	1,923	805	414	x	x	-	x	-	5	5	1	1	0	1	x		
順位	県内	5	6	8	13	13	-	3	-	1	1	13	13	10	13	14	1
	東北	22	56	54	41	36	-	15	-	11	11	84	85	27	105	98	7
	全国	122	257	153	520	438	-	159	-	37	38	477	408	187	910	716	94

区 分	野 菜																			
	計	だいこん	にんじん	さといも	やまのいも	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	レタス	ねぎ	たまねぎ	ブロッコリー	きゅうり	なす	トマト	ピーマン	いちご	メロン	すいか	
産出額	243	15	0	1	6	2	x	47	1	x	x	x	8	x	45	12	x	0	0	
順位	県内	4	2	9	7	4	8	4	1	8	5	6	5	9	10	3	6	3	9	7
	東北	34	13	47	57	22	46	22	1	56	53	27	26	71	69	16	18	39	69	71
	全国	267	112	526	703	72	351	377	35	445	325	514	385	364	662	106	77	455	548	741

区 分	計	果 実														花 き
		みかん	りんご	ぶどう	日本なし	西洋なし	もも	おうとう	びわ	かき	くり	うめ	すもも	キウイ フルーツ	パイン アップル	
産出額	9	...	7	x	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	117
順位 県内	17	-	17	15	13	15	20	-	-	-	-	-	-	-	-	1
東北	94	-	71	93	86	86	121	-	-	-	-	-	-	-	-	3
全国	743	-	128	679	643	176	557	-	-	-	-	-	-	-	-	58

区 分	計	工 芸 農 作 物				そ の 他 作 物	畜 産 計 (イ)	肉 用 牛	乳 用 牛			豚	鶏			そ の 他 畜 産 物	加 工 農 産 物		
		さとうきび	茶(生葉)	てんさい	こんにゃく いも				計	生乳	乳牛		計	鶏卵	ブロイラー		計 (ウ)	荒茶	量表
産出額	6	-	x	-	-	x	1,118	90	240	232	8	x	263	0	263	x	-	-	-
順位 県内	10	-	1	-	-	4	6	9	3	2	4	3	12	12	10	17	-	-	-
東北	18	-	2	-	-	16	12	27	4	3	8	7	23	70	14	55	-	-	-
全国	258	-	345	-	-	176	77	227	90	82	155	29	100	621	41	395	-	-	-

資料：農林水産省市町村別農業産出額(推計)を抜粋

《注釈》「0」：単位に満たないもの(例:0.4千万円 → 0千万円)

「-」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

※都道府県別産出額を按分する際には、2020年農林業センサスでは調査していない品目については、市町村別農業産出額(推計)に計上していないため、都道府県別農業産出額と市町村別農業産出額(推計)の都道府県計値とは一致しません。

この統計は、当年の生産農業所得統計(都道府県別推計)において推計した都道府県別農業産出額(品目別)を2025年農林業センサス又は推計年度の作物統計調査を用いて市町村別に按分して作成した加工統計です。
具体的な推計方法は次のとおりです。

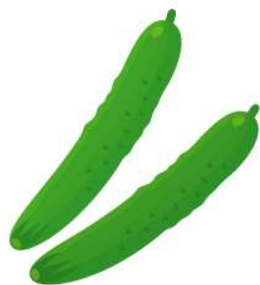
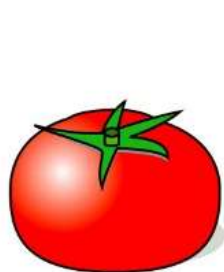
・市町村別農業産出額(推計) = $\frac{\text{都道府県別農業産出額} \times \text{市町村別作付面積(飼養(出荷)頭羽数)}}{\text{都道府県別作付面積(飼養(出荷)頭羽数)}}$

詳しくは、農林水産省のウェブサイトをご確認ください。『市町村別農業産出額(推計)の概要』で検索)

7. 新規就農者等支援事業



八幡平市では、「八幡平市新規就農者等支援事業」を創設し、平成22年度から支援を実施しています。当初、事業の対象となる栽培作物はほうれんそう・りんどうの2品目でしたが、平成26年度からはトマト・ピーマン・きゅうりを加え5品目とし、更に、平成29年度からは対象品目の枠をなくして、全作物、全品目で新規に取り組む、意欲のある方をサポートしていく事業となっています。



※次のページに支援内容の簡単な説明があります。

新規就農研修支援金

研修開始時に市内に住所を有し、就農予定時の年齢が50歳未満の者が、市内の先進的農家で研修（年間150日以上かつ1,200時間以上の研修に限る）を受ける場合において、研修期間のうち2年を限度として生活費の助成を行う。

区分	単位	金額	備考
基本額	月額	125,000円	（１）夫婦で研修を受ける場合は、1.5倍の額とする。 （２）この支援金に類する補助金等を受ける場合は、支給しない。
子ども加算額	月額	子ども１人につき 20,000円	子どもとは、扶養している満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。
家賃の助成		（１）助成額は、家賃の2分の1の額とし月額2万円を上限とする。ただし、八幡平市内の借家に限る。 （２）この支援金に類する補助金等を受ける場合は、支給しない。	

新規就農体験支援金

研修開始時に市外に住所を有し、就農予定時の年齢が50歳未満の者が、市内の先進的農家で研修（7か月を限度）を受ける場合において、市外から研修に参加するときには、研修期間内において旅費の助成を行う。

旅費の助成	研修受入農家までの旅行に要する費用のうち車賃（1キロメートルにつき37円）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、公共交通機関の運賃について、八幡平市旅費条例の規定を適用し計算した額の範囲内で支給する。		
-------	--	--	--

新規就農者等支援事業実績

	平成22 ～元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
就農相談延べ件数 (件)	184	17	25	46	17	17	11
新規就農研修支援金 (千円)	32,210 (19)	2,019 (2)	1,680 (1)		4,731 (3)	5,460 (3)	3,489 (2)
子ども加算 (千円)	700 (2)				720 (1)	720 (1)	
研修等受入農家支援金 (千円)	7,975 (19)	700 (2)	600 (2)		1,800 (3)	1,800 (3)	1,200 (2)
新規就農体験支援金 (千円)	217 (2)						
親元就農支援金 (千円)						1,500 (3)	1,000 (2)

※各項目の下段の（）内は、受給者数の延べ人数である。



8. 新規就農者総合育成対策事業（経営開始型）

市の新規就農者等支援事業とは別に、新規就農者の方が活用できる事業として、令和4年度から新規就農者総合育成対策事業（経営開始資金）として事業が開始されました。

新規就農者総合育成対策事業（経営開始資金）は、地域計画（（旧）地域農業マスタープラン）に農業を担う者として位置付けられた新規就農者に対し、年間最大150万円の給付を最長3年間行う事業です。

新規就農者総合育成対策事業（経営開始資金） 給付実績

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
受給者数（人）	4	3	3	5
給付額（千円）	3,624	3,690	3,840	7,500

※受給者数は、延べ人数である。

資料：市農林課

9. ほうれんそうとりんどう

9-1. ほうれんそう

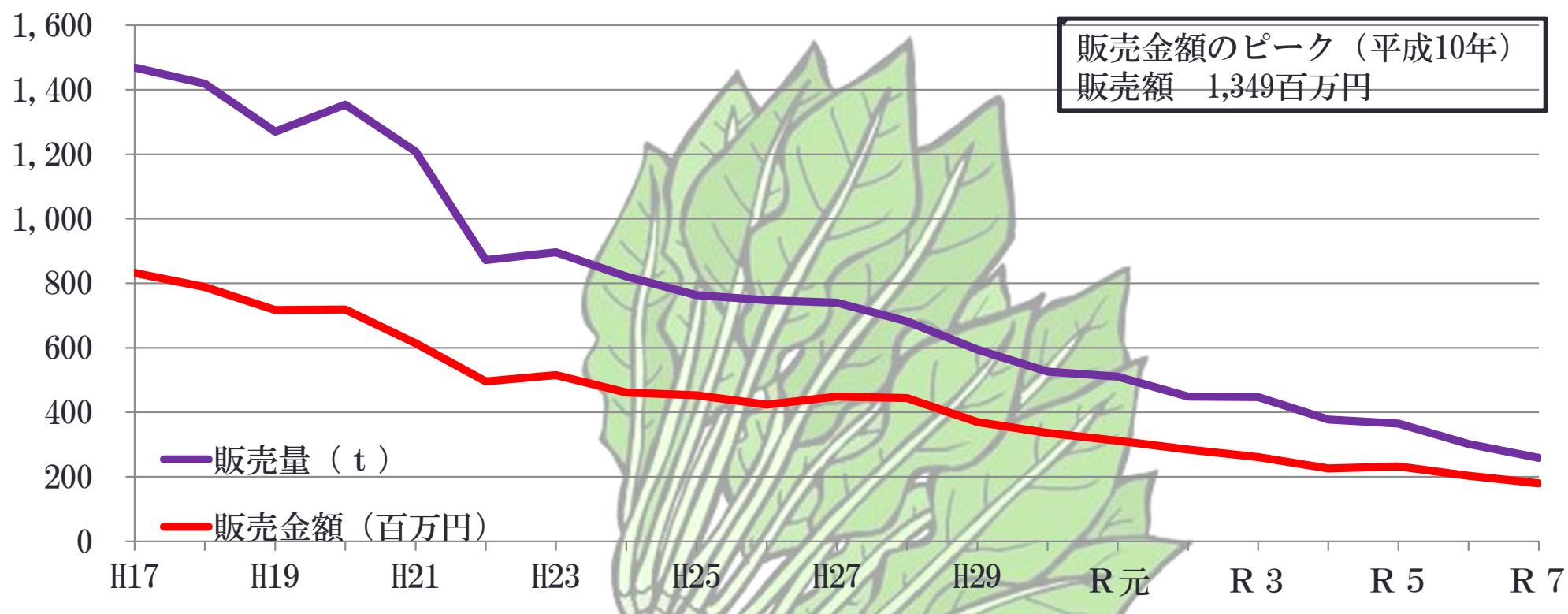
八幡平市西根地区では昭和40年代後半から50年代前半、きゅうり、トマトの果菜類を中心に栽培されていましたが、農業改良普及所や当時の西根地区の田頭農協（現在はJA新しいわて八幡平営農経済センター管内）などが連携し、夏場温度の高い地域では栽培が困難なほうれんそうを、当地域の冷涼な気候を生かし、簡易ビニールハウスを利用した「雨よけ栽培」として昭和54年に30 a の試験栽培が開始されました。

昭和55年に、地域を未曾有の冷害が襲った際、稲作の所得減収分を「雨よけほうれんそう」が補うことが実証され、生産拡大の意欲に結びつきました。

この時、時を同じくして東北自動車道が開通し、首都圏への野菜供給の道筋ができたことも栽培拡大を後押ししました。「日本一のほうれんそう産地を作るんだ」を合言葉に、生産者、関係者が一致団結した結果、「西根ほうれんそう」のブランドが市場に浸透し、ほうれんそう産地として高い評価を受けることとなりました。

昭和63年度第27回農林水産祭において、最高位の「天皇杯」を受賞しました。

ほうれんそうの販売額等の推移



	平成 17年度	平成 27年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
農家数（戸）	440	245	174	162	152	138	130	111	105
販売量（t）	1,469	740	511	449	447	378	365	302	259
販売金額（百万円）	832	449	312	285	261	226	232	203	180

資料：新岩手農業協同組合

9-2. りんどう

八幡平市安代地区ではもともと稲作と畜産が中心でしたが、国の減反政策を受け、水田の転作作物を探している中で、冷涼な気候や水田の土壌条件がりんどうの栽培に適していることがわかり、昭和47年から本格的に栽培してきました。

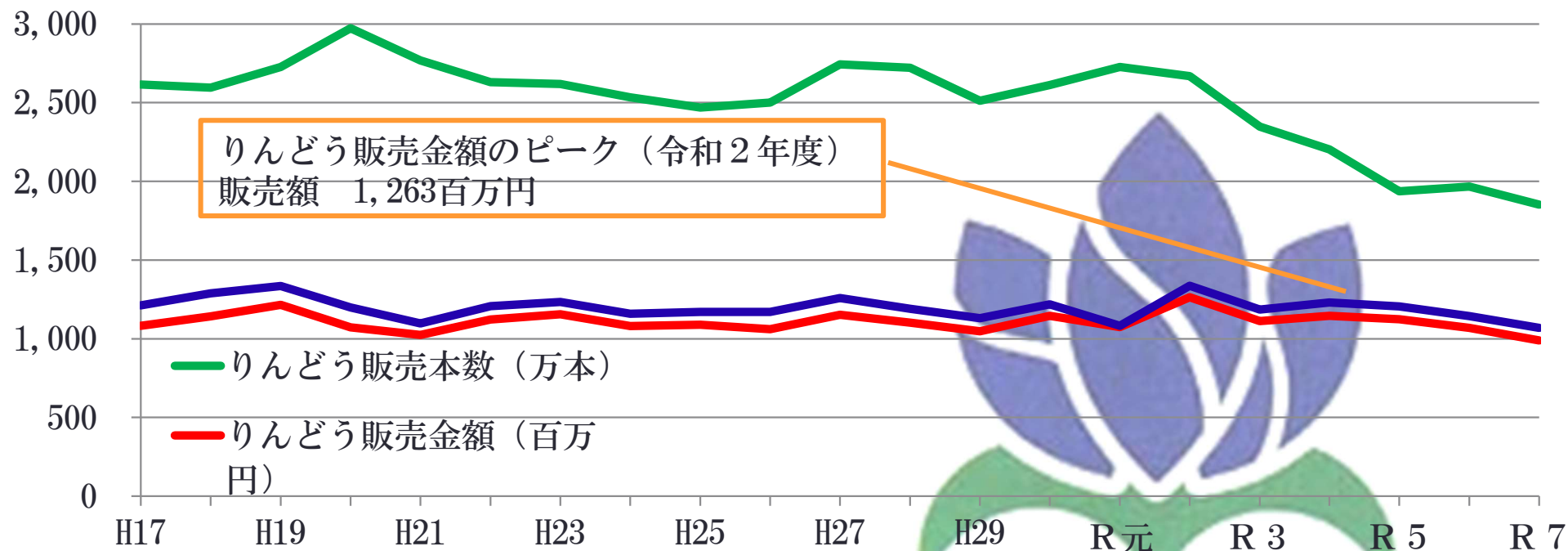
栽培が軌道に乗ると、次は品質の向上を狙い、優良品種の開発に乗り出し、平成3年には安代町花き開発センター（現在の「八幡平市花き研究開発センター」）を設立し、生産者と二人三脚で独自品種の開発も進めてきた結果、独自品種の割合が9割を超えるまでになっており、生産量も日本一の実績を誇っています。

また、ニュージーランド、チリやルワンダとの技術・人材交流も始まり、季節が反対の同国に「安代りんどう」の生産を委託し、通年出荷する体制も構築しています。平成14年からは国内市場の低迷に対する危機感から、ヨーロッパのオランダ市場に出荷するなど、りんどうの輸出にも取り組んでいます。

平成27年度第54回農林水産祭において、最高位の「天皇杯」を受賞しました。

安代りんどう
ASHIRO-RINDO

りんどうの販売額等の推移



	平成 17年度	平成 27年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
販売本数 （万本）	2,615	2,742	2,726	2,668	2,347	2,203	1,937	1,966	1,852
りんどう販売金額 （百万円）	1,083	1,153	1,074	1,263	1,112	1,145	1,124	1,069	990
花卉販売金額 （百万円）	1,212	1,258	1,082	1,337	1,186	1,230	1,205	1,144	1,069

資料：新岩手農業協同組合

10. 多面的機能支払交付金



多面的機能支払交付金は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して国・都道府県・市町村が協力して支援を行う事業です。農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受していますが、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する事業です。

また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする事業です。

多面的機能支払交付金取組実績

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
組織数	44	44	44	45	46	46	44	44
交付額（千円）	309,832	292,036	288,871	278,394	263,240	265,645	255,190	258,540
取組面積（a）	433,020	440,365	440,270	447,349	448,068	448,880	430,389	433,556

11. 中山間地域等直接支払事業

中山間地域等直接支払事業は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度です。



交付対象となるのは、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域にあり、かつ、農業生産条件の不利な農用地です。交付を受けるには、農家が集落協定などを結び、農業生産活動等を5年間以上継続して行う必要があります。

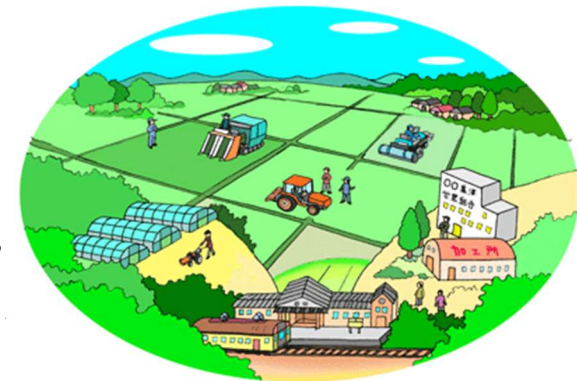
中山間地域等直接支払事業実績

	平成 27年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
協定数	15	15	14	15	15	15	15	12
参加人数（人）	122	137	144	145	145	142	141	116
交付額（千円）	14,205	14,253	15,451	19,727	19,600	19,616	19,607	13,053
協定面積（㎡）	1,227,186	1,229,460	1,269,554	2,435,179	2,392,828	2,392,828	2,390,506	1,893,284

※資料：市農林課

12. 集落営農組織

集落営農とは、「1集落または数集落を単位として組織された営農組合等を中心に、集落ぐるみで地域全体の農業生産の効率化と所得向上を図り開していく営農」のことです。



八幡平市では、集落営農組織を設立する際および集落営農組織が法人化を行う際に補助を実施しています。

令和8年3月31日現在、13組織のうち、6組織が法人化しています。

集落営農組織設立状況（集落営農組合数の下段（）内は解散組合数）

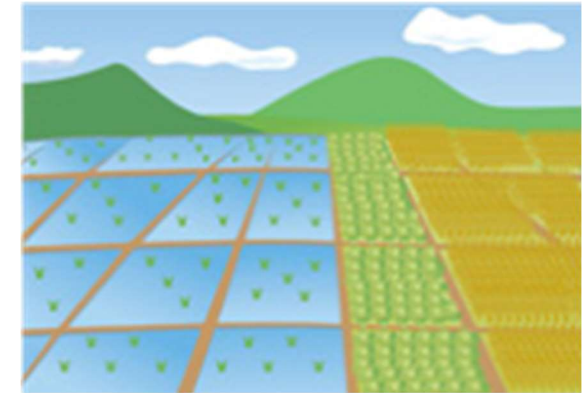
	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
集落営農組合 数	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0	0	0	2 (1)	0 (2)	1 (1)
法人に移行し た経営体数	1	3	0	0	0	0	0	0	0

※資料：市農林課

13. 人と農地

人と農地の問題を解決するため、農地中間管理機構（農地集積バンク）が設置されています。

岩手県農業公社がその事務を実施しており、農地の貸し借りなどの相談に応じています。



八幡平市の人と農地の状況（令和7年度）

耕地面積 (ha)	担い手への 集積面積 (ha)	担い手への 集積率 (%)	耕作放棄地の状況（ha）			
			荒廃農地 面積	左のうち		過去1年間の 再生利用 実績面積
				再生利用 可能面積	再生利用 困難面積	
8,720	3,722	42.7	384	137	247	6

資料：市農林課・農業委員会

農地中間管理機構を活用した農地貸借実績（令和8年3月末累計）

	平成 27年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
面積（ha）	126.9	136.8	62.0	110.0	172.6	359.0	409.9	358.1
貸し手（人）	91	96	88	159	117	238	312	458
借り手（人）	19	38	47	63	52	97	138	173

※令和6年度より、農地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画に基づく、農業委員会
総会決定実績。

資料：市農業委員会

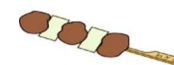
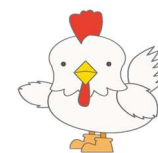
14. 農道

(単位：m、路線)

区分	市管理農道		
	1.8m～4.0m未満	4.0m超	計
延長	0	4,863	4,863
路線数	0	1	1

資料：市農林課農道台帳

15. 家畜飼養農家数と飼養頭羽数



(単位：戸、頭、千羽)

年次	乳用牛		肉用牛		豚		ブロイラー	
	飼養 農家数	飼養 頭数	飼養 農家数	飼養 頭数	飼養 農家数	飼養 頭数	飼養 農家数	飼養 羽数
平成17年	128	4,698	413	5,665	4	5,881	22	2,070
平成27年	89	3,978	273	4,310	3	26,861	26	1,566
令和元年	85	3,573	239	5,624	4	16,505	26	1,591
令和2年	79	3,528	228	4,830	3	33,384	26	1,769
令和3年	79	3,510	218	4,771	3	33,425	26	1,774
令和4年	71	3,544	172	4,841	4	35,496	22	1,612
令和5年	63	3,131	165	4,374	5	28,706	22	1,762
令和6年	59	3,021	144	3,774	5	32,686	22	1,762
令和7年	59	2,867	139	3,042	5	38,676	22	1,864
令和8年	59	2,876	118	2,427	5	41,922	22	1,861

※各年2月1日現在

資料：岩手県家畜飼養頭羽数調査

16. 公共（市営）牧野



No	地域名	牧野名	住所	管理区分	面積（ha）				
					放牧地	採草地	兼用地	付帯地	計
①	西根	上坊牧野	平笠第24地割内	指定管理（新岩手農業協同組合）		102.2		4.1	106.3
②	西根	下坊牧野	松尾寄木第1地割内	指定管理（新岩手農業協同組合）		95.7	11.0	7.0	113.7
③	西根	鞍掛牧野	大更第42地割内	指定管理（新岩手農業協同組合）		11.3			11.3
④	西根	七時雨牧野	西根寺田第26地割内	指定管理（新岩手農業協同組合）	309.0			418.2	727.2
⑤	西根	田代牧野	西根寺田第25地割内	指定管理（新岩手農業協同組合）		36.0		7.1	43.1
⑥	西根	内山牧野	西根寺田第25地割内	指定管理（新岩手農業協同組合）		21.5		2.7	24.2
⑦	西根	平笠牧野	平笠第24地割内	指定管理（新岩手農業協同組合）		4.2		1.5	5.7
⑧	松尾	長久保牧野	松尾第5地割地内	指定管理（新岩手農業協同組合）	97.1				97.1
⑨	松尾	大花森牧野	松尾第5地割地内	指定管理（新岩手農業協同組合）		250.5			250.5
⑩	松尾	穴窪牧野	野駄第1地割地内	指定管理（新岩手農業協同組合）		29.0			29.0
⑪	松尾	前森山牧野	野駄第2地割地内	直営（休止）	146.6				146.6
⑫	安代	兄川牧野	八幡平山国有林内	直営		190.4		55.1	245.5
⑬	安代	古屋敷牧野	古屋敷地内	指定管理（新岩手農業協同組合）		26.0		4.7	30.7
合計					552.7	766.8	11.0	500.4	1,830.9

資料：市農林課

17. 八幡平市繁殖育成センター

八幡平市繁殖育成センターは、和牛繁殖・酪農家から預かった牛を集団管理するため、令和4年9月に開所した施設です。肉用牛と乳用牛を管理する施設は全国的になく、さらには和牛分娩から市場出荷までの一貫生産の確立を行う施設として注目を集めています。本センターの整備により、農家の労力軽減、規模拡大（増頭）や乳量向上、担い手育成の支援を図りながら、地域の畜産・酪農の振興を目指します。

預託頭数

（単位：頭）

年度	肉用牛				乳用牛			合計
	哺育	育成	繁殖	計	哺育	育成	計	
最大預託	50	160	320	530	50	360	410	940
令和4年度	18	10	105	133	14	77	91	224
令和5年度	14	12	106	132	8	83	91	223
令和6年度	10	35	65	110	12	188	200	310
令和7年度	19	23	64	106	32	286	318	424

資料：新岩手農業協同組合

18. 八幡平牛のブランド化を目指して

当地域は新たな地域特産として八幡平牛の販売拡大の事業を展開しており、品質の向上、販路の拡大を図り八幡平市の地域ブランドとしての地位を築き上げていきたいと考えています。

また、公共牧野の効率的な利用を図るため牧野の再編整備を行い、市内の粗飼料資源の有効活用に努めています。

優良牛の確保による牛群の生産性向上を図り、草地更新のほか、作業の分業化を図るための農作業請負組織の育成に努め、畜産経営環境の向上も図っています。

八幡平市の林業

1. 林業経営体



年度	経営体				
	計	家族経営体	法人	非法人団体	地方公共団体 ・財産区
平成17年度	350	313	22	14	1
平成22年度	270	242	17	10	1
平成27年度	175	148	17	9	1
令和2年度	43	26	13	3	1
令和7年度	41	29	9	2	1

資料：農林業センサス

2. 森林面積



(単位：ha)

年度	区域面積	森林面積	国有林					
			総数	立木地			無立木地	除地
				総数	人工林	天然林		
平成28年度	86,230	68,737	45,495	40,403	16,220	24,183	254	4,838
平成30年度	86,230	68,686	45,492	40,198	15,960	24,238	444	4,849
令和2年度	86,230	68,686	45,492	40,198	15,960	24,238	444	4,849
令和4年度	86,230	68,686	45,492	40,198	15,960	24,238	444	4,849

年度	民有林									
	総数	針葉樹	広葉樹	無立木地	人工林			天然林		
					総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
平成28年度	23,242	12,631	9,296	1,315	11,619	11,517	101	10,308	1,113	9,195
平成30年度	23,194	12,197	9,526	1,471	11,257	11,155	101	10,467	1,042	9,425
令和2年度	23,194	12,197	9,526	1,471	11,257	11,155	101	10,467	1,042	9,425
令和4年度	22,864	11,688	9,909	1,267	10,877	10,756	120	10,721	932	9,789

※小数点以下四捨五入のため、総数の値と該当項目の合計値が一致しないことがあります。 資料：岩手県林業の指標

3. 森林蓄積



(単位：千m³)

年度	森林蓄積	国有林			民有林								
		総数	人工林	天然林	総数	針葉樹	広葉樹	人工林			天然林		
								総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
平成26	12, 235	6, 956	3, 317	3, 639	5, 279	3, 852	1, 426	3, 536	3, 525	11	1, 743	328	1, 415
平成27	12, 323	6, 956	3, 317	3, 639	5, 367	3, 927	1, 439	3, 608	3, 597	12	1, 759	331	1, 428
平成28	12, 404	6, 956	3, 317	3, 639	5, 448	4, 001	1, 446	3, 679	3, 667	12	1, 769	334	1, 434
平成29	12, 217	6, 956	3, 317	3, 639	5, 261	3, 880	1, 381	3, 577	3, 565	12	1, 684	315	1, 369
平成30	12, 622	7, 255	3, 478	3, 777	5, 367	3, 952	1, 415	3, 647	3, 634	12	1, 720	318	1, 402
令和元	12, 697	7, 255	3, 478	3, 777	5, 442	4, 021	1, 421	3, 713	3, 701	13	1, 728	321	1, 408
令和2	12, 779	7, 255	3, 478	3, 777	5, 524	4, 090	1, 434	3, 780	3, 767	13	1, 744	323	1, 421
令和3	12, 853	7, 255	3, 478	3, 777	5, 598	4, 159	1, 439	3, 846	3, 833	13	1, 752	326	1, 426
令和4	12, 508	7, 255	3, 478	3, 777	5, 253	3, 919	1, 334	3, 642	3, 628	14	1, 611	291	1, 320
令和5	12, 989	7, 625	3, 731	3, 894	5, 364	3, 982	1, 382	3, 704	3, 690	14	1, 660	292	1, 368

※小数点以下四捨五入のため、総数の値と該当項目の合計値が一致しないことがあります。

資料：岩手県林業の指標

4. 造林面積



(単位：ha)

年度	育成単層林整備			国有林分収林	合計
	人工造林				
	再造林	拡大造林	計		
令和元年度	50	1	50	0	50
令和 2 年度	82	0	82	0	82
令和 3 年度	80	4	84	10	94
令和 4 年度	54	3	57	0	57
令和 5 年度	85	13	98	15	113

注：面積は、四捨五入のため合計とは一致しない場合があります。

資料：岩手県林業の指標

5. 保育施業



(単位：ha)

年度	下刈	除・間伐	枝打	天然林 整理伐	複層林作業	計
令和元年度	94	11	5	0	0	110
令和2年度	100	13	0	0	0	113
令和3年度	173	0	0	0	0	173
令和4年度	146	8	0	0	0	154
令和5年度	177	55	12	0	0	244
令和6年度	183	25	0	0	0	208
令和7年度	129	17	9	0	0	155

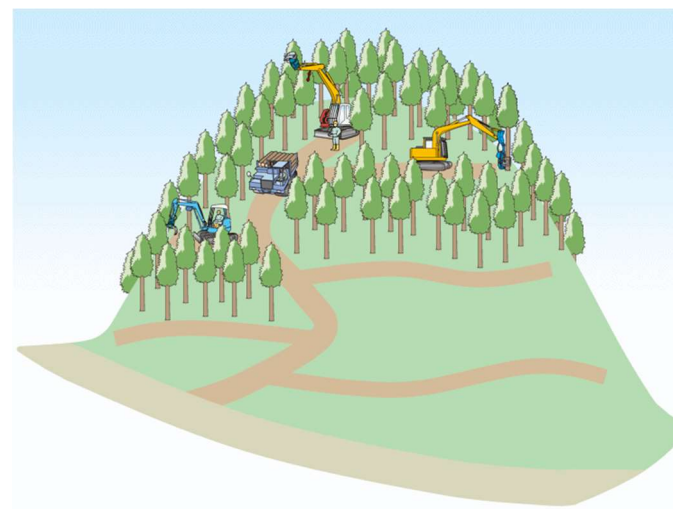
資料：市農林課

6. 林道

(単位：m、路線)

区分	市管理林道		
	3.0～4.0m	4.0m超	計
延長	101,021	930	101,951
路線数	28	2	30

資料：市農林課林道台帳



7. 林業新規就業者支援事業

八幡平市では、平成29年度から「八幡平市林業新規就業者支援事業」を創設しています。この事業は、林業事業体における林業新規就業者の雇用の促進を図ることを目的としています。



【制度の概要】

○対象者

- ・新規就業者＝過去に林業に従事した経験が3年未満で、補助事業開始年度の前年度の3月31日時点で50歳以下であり、かつ市内に住所を有する者で、新たに林業就業する者
- ・林業就業者＝過去に林業に従事した経験年数及び住所登録地を問わず、補助事業を開始する年度において新たに林業事業体に林業就業する者
- ・新規就業者＝市内に事務所又は事業所を有しており、森林施業、製材を主たる業務とし、上記新受入事業体 規就業者を雇用する法人

○補助金額（最長2年間）

- ・新規就業者＝月額3万円（基本額）
市内に所在する貸家に居住する場合は家賃月額の2分の1を助成（上限2万円）
- ・林業就業者＝月額1万2千円（家賃助成なし）
- ・新規就業者＝「新規就業者」月額2万円／人
受入事業体 「林業就業者」月額2千円／人
就業一時金（新規就業者の装備品及び研修費用の助成）10万円／人

林業新規就業者支援事業実績

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	累計
新規就業者 数（人）	1	1	9	6	3	4	4	2	3	33
新規就業者 受入事業体 （社）	1	1	4	3	2	3	1	1	2	19
交付決定者 数（人）	1	2	11	14	15	7	7	5	8	70
交付決定者 受入事業体 （社）	1	2	4	6	6	3	3	2	3	30
交付補助額 （千円）	136	1,352	3,240	7,422	5,620	2,324	1,864	1,210	2,481	25,649

※資料：市農林課



8. ツキノワグマ対策

ツキノワグマの出没状況の推移(通報等による件数)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月 以降	合計
R3	0	4 (1)	12 (1)	15	29	12	12	2	0	86 (2)
R4	3	14 (1)	20 (2)	22	27 (1)	5	4	0	0	95 (4)
R5	8 (1)	18 (1)	61 (1)	61	44	87 (1)	177 (4)	21 (1)	1	478 (9)
R6	3	26	46	74	54	10	6	0	4	223
R7	6 (1)	25 (2)	62	103	112 (1)	226 (2)	242	66 (1)	9	851 (7)

() 内の数値は人身被害人数

令和8年3月末時点

令和6年4月から「Bears」を導入

ツキノワグマ捕獲頭数の推移

年	春季捕獲 (3/15～5/14)	有害捕獲	合計
令和3年	6	12	18
令和4年	10	11	21
令和5年	4	33	37
令和6年	17	9	28
令和7年	19	39	58
令和8年	(許可頭数)30		

主な有害鳥獣対策について

有害鳥獣対策事業費(電気柵設置費)補助

年度	交付件数	交付金額	延長
令和3年度	13件	588,000円	8,280m
令和4年度	14件	690,000円	6,780m
令和5年度	15件	680,000円	11,450m
令和6年度	30件	1,785,000円	27,400m
令和7年度	26件	1,318,000円	25,000m
令和8年度	—	(予算額)3,000,000円	—

平成21年度～補助開始、1/2助成

令和6年度～補助要件緩和（上限6万円⇒上限10万円）

1世帯または1事業所の場合：最大10万円

農地が隣接する2戸以上の団体の場合：最大50万円

狩猟免許新規取得費補助

年度	新規取得者	鳥獣被害対策実施隊員数の推移
令和3年度	2人	49人
令和4年度	1人	52人
令和5年度	0人	56人
令和6年度	4人	57人
令和7年度	3人	58人

平成29年度～補助開始

費用の3/4を補助

第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許：最大75,000円

わな猟免許：最大15,000円

狩猟経験のある者の中から、
猟友会の推薦を経て、鳥獣
被害対策実施隊として委嘱
している。

八幡平市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金

- ツキノワグマの誘引を減らし、人身事故を防止するため、住宅地周辺にあるクマのエサとなる実のなる樹木の伐採に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。(令和8年4月1日施行)
- (対象木)
クリ、柿
- (主要要件)
 - ①周囲半径約50m以内に人家がある樹木であること
 - ②対象樹木の胸高直径が概ね20cm以上又は樹高が5m以上のもの
 - ③対象樹木の伐採は、市内の伐採業者に委託すること 等
- (対象者)
市内に住所を有し、対象樹木を所有又は所有者から同意を得て管理する個人若しくは団体
- (補助金の額)
対象経費の1/2の額とし、5万円を上限